

平成30年8月30日

まちづくり委員会資料

川崎市墓地条例の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施及び
川崎市営霊園の指定管理期間の変更について

建設緑政局

川崎市墓地条例の一部改正について

1 条例改正の要旨

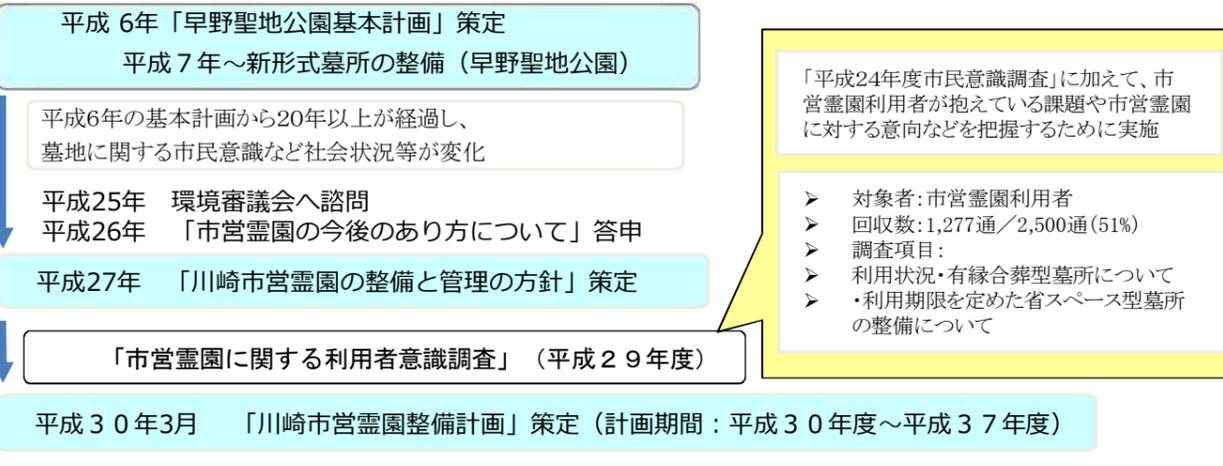
市営霊園においては、墓所の無縁化の進行が懸念されており、承継の不安も大きくなっていることから、平成30年3月に策定した「川崎市営霊園整備計画」に基づき、有縁合葬型墓所の整備を進め、平成31年度より供用を開始する予定。この有縁合葬型墓所の供用や管理などに関して墓地条例を一部改正するもの。

2 市営霊園の概要



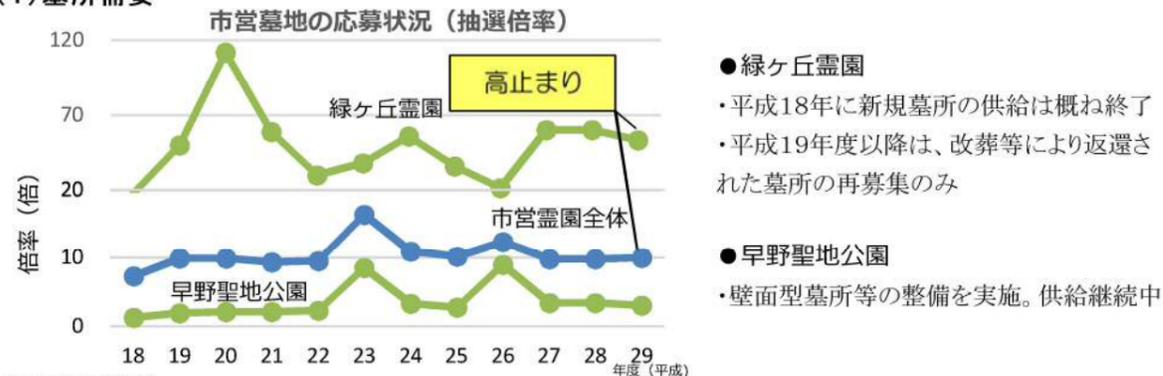
緑ヶ丘霊園 (昭和18年開設)	早野聖地公園 (昭和54年開設)
一般墓所 25,012基	一般墓所 4,858基
旧霊堂※収蔵規模 14,500体	新形式墓所 8,172基
新霊堂 収蔵規模 12,000体	(「壁面型墓所」「芝生型墓所」「集合個別型墓所」)
※旧霊堂は老朽化により新規受付中止	

3 市営霊園の計画等の位置付け



4 市営霊園の現状と課題

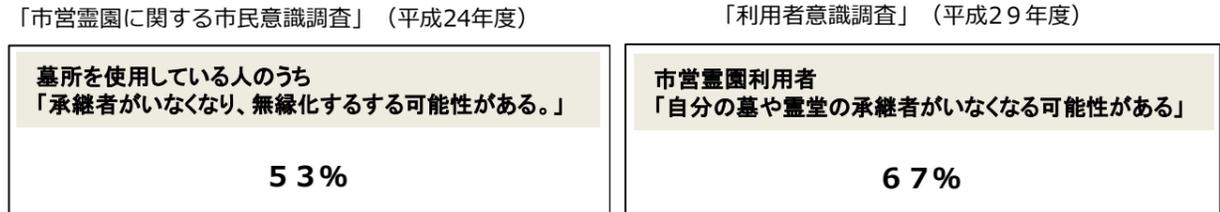
(1) 墓所需要



(2) 墓所供給



(3) 承継者※1 の不在と墓地の無縁化

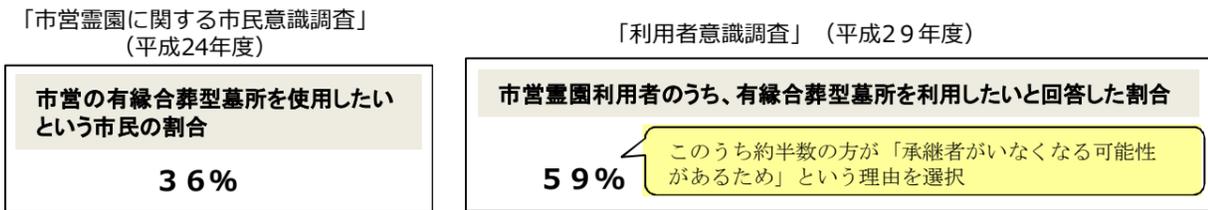


承継者の不在と墓地の無縁化への懸念が高まっており、その対応がさらに重要となっている

※1 承継者：承継者とは墓所の利用者の死亡などによりその墓所を引き継ぐ人のことを指し、市営霊園では「親族で祭祀を主宰する方」と規定

(4) 有縁合葬型墓所※2 の需要

- ・近年は少子化などの影響から墓所の承継者がいない人も多く、「墓じまい」※3 を希望する方が増加
- ・墓所を管理する必要があるなどの理由から、「有縁合葬型墓所」を選択する人が増加



承継者が不要となる有縁合葬型墓所への需要が高まっており、その対応が求められている

※2 有縁合葬型墓所：1つの墓所に縁者だけでなく、他人を含め多数の御遺骨を一緒に埋蔵する新たな形式の墓所
※3 墓じまい：墓所の改葬等を行い使用権を返還して、墓石等を撤去すること

5 有縁合葬型墓所の取組方針 (市営霊園整備計画)

(1) 市営霊園整備計画の概要

計画期間：平成30年度から平成37年度
考え方：持続的で公平な墓地供給及び無縁化の抑制や循環利用の促進を図る。

(2) 有縁合葬型墓所の取組方針

- 市営霊園においては無縁化の傾向が高まっており、その対策がさらに重要となっている。
- 有縁合葬型墓所への期待が高まっている。

その他

- 小区画墓所の整備
- 利用期間の有期限化制度の導入

平成30年度 緑ヶ丘霊園内に**有縁合葬型墓所**を整備

市営霊園の既存墓所から有縁合葬型墓所への改葬が行われることで、墓所の循環利用が進むと考えられることから、将来需要に対しては、循環利用の状況を踏まえながら、計画的・段階的な墓所整備に取り組む。

(3) 有縁合葬型墓所の供給



川崎市墓地条例の一部改正について

6 有縁合葬型墓所の概要(緑ヶ丘霊園)

(1)管理運営の考え方

・条例改正

平成31年度の供用開始に向け、平成30年度に有縁合葬型墓所に関する条例改正を実施
⇒有縁合葬型墓所を活用し墓地の循環利用を図る。

・合葬方式

御遺骨を一定期間お預かりすることなく埋蔵する直接合葬方式を採用

・供用の方針

- ・通常の利用
- ・市営霊園内の墓所や霊堂からの改葬(いわゆる「墓じまい」への対応)
- ・生前取得(利用者本人の御遺骨の埋蔵先)

- できるだけ多くの需要に応えられる施設
高齢や承継者不在となり、墓参が困難になった場合でも対応できるよう
- 市民に代わり本市が永代で供養

(2)有縁合葬型墓所の整備状況



7 墓地条例の一部改正概要

●高齢化や核家族化を背景とした墓所の無縁化の進行や承継への不安などから、個人で管理する必要のない有縁合葬型墓所への需要が高まっている中で、墓所の募集倍率も高く、改葬の意向も高い緑ヶ丘霊園内において、平成30年度に有縁合葬型墓所を整備することから、有縁合葬型墓所の設置及び管理に関する事項を定める。

●受益者負担の原則に基づき有縁合葬型墓所の使用料・管理料を設定するとともに、市営霊園の既存墓所から有縁合葬型墓所への改葬が行われることによる墓地の循環利用を促進するための使用料免除規定を設ける。

●利用者本人の遺骨の埋蔵先として、生前取得制度など多様な需要に応えるための規定を設ける。

持続的で公平な墓地供給及び無縁化の抑制や墓所の循環利用を図るため、条例改正を行う。

8 墓地条例の一部改正内容

(1)有縁合葬型墓所の設置

有縁合葬型墓所とは、一つの墓所に縁者だけでなく他人を含め、多数の遺骨と一緒に埋蔵する本市初の墓所であり、条例の規定に基づき管理運営する施設となることから、墓地の名称、位置及び形式を定める。

(2)有縁合葬型墓所の利用者の資格に係る変更

墓所の無縁化を防止するため、利用者の資格として「祭祀を主宰する者」であることを資格要件として定めているが、有縁合葬型墓所の生前取得利用者には「祭祀を主宰する者」の概念が無いことから、資格要件から除外する。

(3)有縁合葬型墓所の「利用者の承継」「利用場所の返還」に係る変更

有縁合葬型墓所とは、一つの墓所に縁者だけでなく他人を含め、多数の遺骨と一緒に埋蔵する新たな形式の墓所であり、「利用者の承継」「利用場所の返還」という概念が存在しないため、承継要件、返還要件から除外する。

(4)有縁合葬型墓所の利用許可の取消に係る変更

有縁合葬型墓所の生前取得利用者は、利用許可を受けてから埋葬するまで、利用しない期間が長期間になることが想定されることから、利用許可の取消規定の適用を一部除外する。

一方、生前取得利用者がお亡くなりになり、いつまでも埋蔵しないと、合葬型墓所の運営に支障が生じることから、死亡が確認された日から埋蔵することができるまでの期間を定める。

(5)有縁合葬型墓所の使用料の規定

受益者負担の原則のもと、整備費など他都市の使用料等も勘案し、使用料を定める。

(6)市営霊園の既存墓所撤去後に有縁合葬型墓所へ改葬した場合の使用料免除規定

市営霊園の既存墓所から有縁合葬型墓所への改葬による墓地の循環利用を促進し、効率的・効果的な墓所整備を進めるために、市営霊園の既存墓所撤去後に有縁合葬型墓所へ改葬した場合の使用料を免除する。

(7)有縁合葬型墓所の管理料の規定

受益者負担の原則のもと、維持管理経費のほか、光熱水道費、献花式の費用など管理に係る経費をもとに、他都市の管理料等も勘案し、管理料を定める。
管理料については、建物耐用年数等を考慮した施設使用期間分を一括して使用許可の際に徴収する。

(8)有縁合葬型墓所の使用料及び管理料の不還付規定

埋葬場所の利用者が利用許可を受けた後3年以内にその場所全部の返還をしたときは、既納使用料の半額を還付しているが、有縁合葬型墓所では、墓所の返還という概念がないことから、還付規定を適用しない。

(9)有縁合葬型墓所の焼骨の不返還に係る規定

本市の有縁合葬型墓所は直接合葬する方式を採用しており、一度有埋蔵した焼骨は物理的に返還することが困難であることから、焼骨の不返還を定める。

9 今後のスケジュール

年度	平成30年度							平成31年度	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降	
有縁合葬墓整備・運用	有縁合葬型墓所工事							完工	有縁合葬型墓所供用開始
条例改正	9/1~10/1 パブコメ 意見募集	意見 まとめ	結 果 パ ブ コ メ	議 案 正 提 案 出 例	議 会	周知期間		施行	

「川崎市墓地条例の一部改正」 についてご意見をお寄せください

市営霊園においては、墓所の無縁化の進行が懸念されており、承継の不安も大きくなっていることから、これらへの対応が差し迫った課題となっています。

また、市民ニーズとして高齢化や核家族化を背景とした、個人での管理が不要な有縁合葬型墓所への需要が高まっています。

こうしたことから、平成30年3月に策定した「川崎市営霊園整備計画」に基づき、緑ヶ丘霊園内に有縁合葬型墓所の整備を進め、平成31年度より供用を開始する予定です。

この有縁合葬型墓所の供用や管理などに関して「川崎市墓地条例の一部改正」を行いますので、皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成30年9月1日（土）～平成30年10月1日（月）

※郵送の場合は、平成30年10月1日（月）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「意見公募(パブリックコメント)」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044（811）6251

（川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所）

(3) 郵送又は持参

〒213-0033 川崎市高津区下作延 1241 番地

川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、霊園事務所、早野聖地公園事務所、川崎市ホームページ

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所

電話：044（813）1182 FAX番号：044（811）6251

E-mail: 53reien@city.kawasaki.jp

川崎市営霊園における指定管理期間の変更について

1 指定管理業務の概要

対象業務 川崎市営霊園(緑ヶ丘霊園、緑ヶ丘霊堂、早野聖地公園)の管理運営
指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日
業務内容 ●運営業務(窓口・相談、墓地・霊堂管理、広報、総務・経理業務等)
 ●維持管理業務(巡視・点検・パトロール、清掃、樹木管理・草刈、施設の小破修繕業務等)
 ●マネジメント業務(指揮監督・調整、事業計画書・事業報告書作成、非常時・災害時対応等)
指定管理者 川崎市営霊園パートナーズ(代表企業:西武造園株式会社)

2 現指定管理者の評価

川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会霊園部会(外部委員3名)での平成26年度から平成29年度の評価

市営霊園の事業目的※1を十分達成しており、本市での管理運営時には難しかった「利用者の立場」に立った各種サービスを展開することで利用者からは大変好評を得ており、適正な管理運営を行っている。

※1 市営霊園の事業目的

- 「基本協定書」「仕様書」に従い、的確で安定した市営霊園の管理運営
- 効率的・効果的な業務執行による来園者サービスの向上
- 民間の技術や経営能力の活用及び管理運営経費の縮減

3 有縁合葬型墓所の管理運営における課題

平成30年3月に策定した「川崎市営霊園整備計画」に基づき、緑ヶ丘霊園内に有縁合葬型墓所の整備を進め、平成31年度より供用を開始する予定であるが、その管理運営において次の課題がある。

(1)本市初の管理運営

- 本市で初めて管理運営を行う施設であり、運営上の課題など供用した後に判明する課題も想定される。
- 直接合葬方式を採用していることから一度お預かりした御遺骨は返還できないため、市民への周知徹底が重要

有縁合葬型墓所の管理運営には従来にない制度が含まれており、初年度は柔軟な運用が必要

(2)多様な運用形態

有縁合葬型墓所は、通常の利用だけでなく、市営霊園内の墓所や霊堂からの改葬、利用者本人の御遺骨の埋蔵先となるよう生前取得制度を導入するなど、できるだけ多くの需要に応えられるよう運用する予定。

(ア)生前取得制度の需要

- 生前取得制度を導入し、随時申込を行っている兵庫県明石市の合葬式墓地では、平成29年12月の受付開始から5か月間で、施設の耐用年数(50年)から割り出した年間想定募集数の4倍以上の申込が殺到(平成30年6月現在)
- 秋田県秋田市の合葬墓では、1,500体分の予定で生前取得制度による募集を行ったが、受付初日の午前中に募集枠が埋まり、窓口が混乱(平成30年4月)

全国的な傾向として、「生前取得」制度に対する急速な需要の高まりが想定

(イ)墓地の循環利用の需要

- 市営霊園の既存墓所からの「墓じまい」に対し優遇策を設けるなどの措置を行い、墓所の循環利用を促進

「墓じまい」がどのくらい進むか、優遇策が決定する条例改正後でないと需要の正確な予測が困難

多様な運用形態に起因する墓地需要の予測は困難であり、不測の事態への臨機な対応が必要

4 指定管理期間の変更について

(1)指定管理上の課題(平成31年度)

平成30年度で指定管理期間が終了し、指定管理制度の継続や、次期指定管理者の選定を行う必要がある。

市営霊園は、墓地埋葬法や墓地条例等に基づき、適切で安定した管理運営を継続することが必要不可欠であり、墓園管理業務を習熟するまでに一定の期間を要することが想定されるため、指定管理者が変更となった場合、十分な業務引継期間を要する。

平成31年度より有縁合葬型墓所の管理運営は指定管理業務となるが、本市初で運用形態が多様であるため、初年度は柔軟な運用と不測の事態への臨機な対応が必要。

新たな指定管理者のもと、業務引継を行いつつ有縁合葬型墓所の管理を開始した場合、運営に大きな混乱が生じ、利用者サービスの低下が懸念

(2)対応方針

適正な運営実績を残している現指定管理者のもと、既存墓所の管理を確実にしながら有縁合葬型墓所の管理運営を適切に開始するために「指定管理期間を1年延長」する。

(3)1年延長の主な効果

①利用者サービスを低下させることなく、平成31年度の市営霊園の管理運営を適正に実施できる。

②霊園管理に精通した現指定管理者とともに、有縁合葬型墓所の管理運営に係る課題整理が可能となる。

③本市が有縁合葬型墓所の管理運営ノウハウを蓄積することで、次期指定管理者の選定に反映できる。

5 これまでの取組と今後のスケジュール

年度	H29	H30 (2018)												H31 (2019)	2020	
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
指定管理 手続等	整備計画策定	関係部局 協議開始				民間 活用調整 委員会	建設 緑政局 指定 管理者 選定 評価 委員会							協定 締結	有縁合葬 型墓所 管理開始	第2期 指定 管理 者 による 管理
条例改正 指定管理 議案									条例 改正	議会		期間 延長	議会	現指定 管理者 による 管理		